

令和5年5月22日
京都市環境政策局
循環型社会推進部まち美化推進課
(担当:西村、谷垣 075-222-3952)
適正処理施設部施設管理課
(担当:木下、東田 075-222-3964)

大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託の受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）

大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託の受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の目的

(1) 大型ごみ・死獣収集申込み

本市の大型ごみ・死獣収集は事前申込制としており、市民からの電話申込み（大型ごみ申込みについては一部FAX有）により受付を行い、戸別収集を実施している。

受付事務、統計情報処理及び受付伝票の管理等を効率的に行うため、電算化処理システムの導入などによる受付システムの構築及びコールセンターの運営などの受付業務全般を業務委託している。

また、令和5年10月からは、大型ごみについて、受付件数の増加を踏まえ、新たに24時間365日の受付が可能となるインターネット受付を導入する予定であり、従来からの受付業務に併せて、市民にとって利用しやすいインターネット受付システムの構築及びコールセンターの運営を行う受託事業者を募集する。

(2) 持込ごみ事前予約

本市では、市内の家庭から出たごみ又は事業者から出た産業廃棄物以外のごみについて、直接、クリーンセンターに持ち込まれたものを持込ごみとして、南部及び東北部クリーンセンターで受け入れている。

持込ごみの受入れに当たって、現在、事前の申込みは不要であるが、手続きの迅速性の向上など、市民・事業者の利便性の向上を図るため、令和5年10月から、新たに電話・インターネットによる事前予約制を導入することとしている。

受付事務、統計情報処理及び予約一覧表の管理等を効率的に行うため、電算化処理システムの導入などによる受付システムの構築及びコールセンターの運営などの受付業務全般に当たっては、業務委託により行うこととし、利用しやすい受付システムの構築及びコールセンターの運営などの受付業務全般を行う受託事業者を募集する。

2 委託業務の内容

(1) 件名

大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年9月30日まで

(3) 委託内容

別紙1「大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

5年総額 金784,828,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）であること。なお、競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。

イ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。

エ 政令指定都市又は中核市において、本仕様に定める大型ごみ・死獣収集申込みに係る業務と同様の業務を受注した実績を有していること。

(2) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、代表幹事業者が、上記（1）を満たしていること。ただし、その他の事業者についても、上記（1）ア及びイを満たしていること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、企画提案書等の提出時に「大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託に係る協定書」（様式7）を併せて提出すること。

5 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を持参又は郵送し、それぞれ指定する期限内に提出すること。ただし、郵送の場合は簡易書留とすること。（提出先は、下記「11 問合せ先及び提出先」のとおり）。

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、京都市ホームページ「京都市情報館」上で、次のとおり交付する。ただし、資料の一部（後記ア(ス)及び(セ)）は、別途交付することとする。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000311767.html>

ア 交付書類

- (ア) 大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託の受託事業者の公募について（本書）
- (イ) 大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託仕様書（別紙１）
- (ウ) 大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託のプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙２）
- (エ) 提案内容評価要領（別紙３）
- (オ) 提案内容評価表（別紙４）
- (カ) 誓約書（様式１）
- (キ) 参加表明書（様式２）
- (ク) 会社概要（様式３）
- (ケ) 企画提案書記載事項確認書（様式４）
- (コ) 見積書（様式５）
- (サ) 経費内訳書（様式６）
- (シ) 大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託に係る協定書（様式７）
- (ス) 京都市情報セキュリティ対策基準
- (セ) 大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ受入実績に関する日別対応件数等の資料

イ ア(ス)及び(セ)の交付について

- (ア) 交付期間：令和５年５月２２日（月）から６月２２日（木）まで
（提出窓口にて交付する場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前８時４５分から午後５時までとする。ただし、正午から午後１時までを除く。）
- (イ) 交付方法
誓約書（様式１）の提出と引き換えに交付する。
（誓約書を郵送にて提出する場合、参加表明者に対し、郵送（簡易書留）で交付する。）

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式２）
コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資

料（様式は任意とする。）を添付すること。

（イ）会社概要（様式3）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者について会社概要を提出すること。

（ウ）プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していることを証明する書類（写しでも可）

（エ）政令指定都市又は中核市において、本仕様に定める大型ごみ・死獣収集申込みに係る業務と同様の業務を受注した実績がわかるもの（実績書）

（オ）京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有することがわかるもの（競争入札参加有資格者でない場合）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限

令和5年6月2日（金）午後5時（必着）

（持参にて提出する場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

（3）企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の作成及び提出

別紙2「大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託のプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、企画提案書等の作成及び提出を行うこと。

イ 提出期限

令和5年6月22日（木）午後5時（必着）

（持参にて提出する場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

（4）その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

（ア）本プロポーザル説明書で定める提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

（イ）指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（エ）虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記5(2)の「プロポーザル参加表明書等」を提出した者とする。

(2) 質問提出期限

令和5年6月12日(月)午後5時(必着)

※ 質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課(担当:西村、谷垣)に電子メール(machibika@city.kyoto.lg.jp)で問い合わせることとし(様式自由)、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

電子メール送信後は、必ず電話(075-222-3952)により上記担当者に受信確認を行うこと。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

令和5年6月15日(木)までに、参加表明書等の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

7 企画提案書に関するプレゼンテーション

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

令和5年6月26日(月)

(2) 実施場所

別途通知する。

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者等が行うこと。

イ プレゼンテーションの実施時間は、一提案者当たり60分以内とし、企画提案の説明時間は、40分程度、本市からの質問及びその回答時間は、20分程度とする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

エ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。

オ プレゼンテーションに必要となるパソコン等は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンを本市で用意することを希望する場合は、事前に申し出ること。

カ 審査は事業者名を伏せて行うため、プレゼンテーションにおいて提案者の名称等（提案者を類推できる表現を含む。）は言及しないこと。

8 受託候補者の選定に関する審査基準

- (1) 受託候補者の選定のために組織する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。
- (2) 審査基準等の詳細は、別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。
- (3) 提案者が一者のみであった場合も、複数者から提案があった場合と同様に審査を行う。

9 受託者の決定

- (1) 受託候補者の決定

前記「8 受託候補者の選定に関する審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

- (2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって各事業者に通知する（令和5年6月30日（金）に発送予定）とともに、次の項目について公表する。

（ア）順位

（イ）選定事業者名

（ウ）プロポーザル参加事業者名

（エ）評価点

（オ）選定理由

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、令和5年7月7日（金）午後5時までに書面で、京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課まで提出すること。

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。ただし、郵送の場合は簡易書留とすること。

ウ 提出のあったものについては、令和5年7月14日（金）までに書面をもって回答する。

- (3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

（１）契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

（２）契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

（３）契約期間

契約の期間は、契約締結日の翌日から令和１０年９月３０日までとする。

（４）特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用は、全て受託者の負担とする。

イ 受託者が、企画提案書等に記載された内容を履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

（５）再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個人情報を取り扱う業務以外の業務については、本市が承認した場合はその限りでない。

（６）契約保証金

免除する。

（７）進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。その際、契約の解除によって生じた損害についての賠償を請求することができるものとする。

なお、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。その時は、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

（８）京都市公契約基本条例に基づく取組の推進

次の４つのポイントについて、取組の推進を図るよう留意すること。

ア 市内中小企業の受注等の機会の増大（第６条～９条）

イ 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保（第１０条～２２条）

ウ 公契約の適正な履行及び履行の水準の確保（第２３条～２７条）

エ 社会的課題の解決に資する取組の推進（第２８条）

（９）契約不適合責任

ア 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に

適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、受託者に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受託者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 本市は、契約不適合により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

エ 受託者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しを受けた日から2年以内に本市から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡しを受けた時点において受託者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

オ アからイまでの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(10) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

イ 本契約に基づく業務の履行の過程で生じた発明、ノウハウその他の知的財産権（以下「発明等」という。）が、本市又は受託者のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等についての特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）（以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。

この場合、本市又は受託者は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 本契約に基づく業務の履行の過程で生じた発明等が、本市及び受託者に属する者の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は両当事者の共有（持分均等）とする。この場合、本市及び受託者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講じるものとする。

エ 本市及び受託者は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これを自ら実施し又は利用することができる。ただし、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的

とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとする。この場合、相手方と協議のうえ、実施又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。

(11) 著作権の許諾

ア 受託者は、本件著作物のうち専ら本件業務の履行のためにのみ利用されるものについては、本市に対して、当該著作物に係る著作権を無償で譲渡する。

イ 受託者は、本件著作物のうち広く一般に利用可能なものについては、本件契約期間中及び契約期間の終了後において、本市に対して、その利用を無償で許諾する。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 担当：西村、谷垣

電 話：075-222-3952

FAX：075-213-4961

メール：machibika@city.kyoto.lg.jp